

矢作川自然再生検討会 規約（改正）

（名 称）

第1条

本会は、「矢作川自然再生検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目 的）

第2条

検討会は、矢作川における地域との連携・協働のもと自然の再生に取り組み、これら良好な自然環境の回復を努めていくために多彩な視点を計画等に反映させる会である。

（対象区域）

第3条

検討会の対象区域は、矢作川の大臣管理区間とする。

（検討内容）

第4条

検討会における検討内容は以下の通りである。

1. 自然再生計画書策定に向けた技術指導等。
2. 実施事業のモニタリングに対する技術指導等。
3. 地域連携の実施に向けた意見・指導、実施サポート等
4. その他、矢作川自然再生に関する事項

（構 成）

第5条

検討会の構成員は別表のとおりとし、任期は特に定めない。
なお、検討会の構成員は必要に応じ追加する場合がある。

（座 長）

第6条

1. 検討会に座長を1名おき、構成員の互選によりこれを定める。
2. 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。

（検討会）

第7条

1. 検討会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
2. 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、検討会に構成員以外のものの参加を求めることができる。

（公 開）

第8条

検討会の資料は、希少種の保護上又は個人情報の保護上支障がある場合を除き、原則として公開する。
また、検討会は原則公開で行うものとする。

（事務局）

第9条

検討会の会務を処理するために事務局を置く。
検討会の事務局は、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所とする。

（規約改正）

第10条

本規約は、第5条に定める検討会構成員の発議により、検討会の議決により、改正することができる。
議決は構成員の半数以上とする。

（附 則）

この規約は、平成25年2月21日から施行する。
平成29年2月28日 改正施行する。
令和 6年2月20日 改正施行する。
令和 7年2月4日 改正施行する。

別表 構成員名簿

氏 名	所 属 等	役 職	専門分野	備考
いしだ もとお 石田 基雄	全国水産技術協会 東海・北陸支部	支部長	水生生物	
すざき とうこ 洲崎 燈子	豊田市矢作川研究所	主任研究員	植 物	
すみ てつや 鷺見 哲也	大同大学・ 工学部 建築学部	教授	河川工学	
たかはし のぶお 高橋 伸夫	西三河野鳥の会	事務局	鳥 類	
はざま さくら 裕 はらだ のりつぐ 原田 範次	矢作川森林塾 家下川を美しくする会		利用推進・ 環境学習	
やぎ あきひこ 八木 明彦	愛知工業大学・工学部	客員教授	水質環境学	座長

(敬称略 50 音順)